

肥前鍋島藩の真宗寺院政策

岡村喜史

はじめに

江戸時代の北部九州では、藩内の真宗寺院について単一の本山に属するような政策がとられていたことが知られている。例えば、久留米藩では東本願寺末、肥前鍋島藩（佐賀藩）では西本願寺末、福岡藩では大部分が西本願寺末とされていた。このような北部九州の藩単位での単一の派とする傾向が発生した一端については、以前、福岡藩の事例をとりあげて、黒田長政の意向が大きく影響していたことを紹介しておいた。¹しかしまだ、北部九州における江戸時代の真宗寺院についての研究はほとんど進められていないのが現状である。

このように北部九州において藩内の真宗寺院を単一の派に統一されて

いる事例として肥前大村藩が以前から知られている。大村藩では領内のすべての真宗寺院が東本願寺末であることから、他の北部九州の諸藩と同様に藩の主導によって真宗寺院の派の統一が進められたように考えられてきた。ところが、大村藩内で東本願寺末となったことについては、「諸国江遣書状之留」にこの時の経緯が次のように記されている。

元禄十三年（一七〇〇）に大村の正法寺が西本願寺末から東本願寺末に改派した。この時周辺の多くの寺院が正法寺に従って東本願寺末に改派する意志を示したが、翌十四年四月には三重村の正林寺と千綿村の安養寺が西本願寺に上り東本願寺末に改派しないことを約束した。このことについて長崎の大光寺は、両寺を始め正法寺に従わず西本願寺に残ることを表明した寺院が五カ寺あるとした。このためそのことを江戸にい

た大村藩主のもとに報せたところ、大村藩の役人は難色を示したということである。ところがその後両寺は東本願寺末に改派した。この時正法寺が東本願寺末に転派することとなった理由について、この中では明確なことが記されていないが、この時大村藩の役人は、藩内真宗寺院が西本願寺に留まるとしたことに難色を示しており、このことから考えると、藩としては東本願寺末に統一しておきたいという意向があったのかもしれない。ただ、少なくとも元禄十四年ごろまでは大村藩内はほとんどが西本願寺末であったが、この時の集団転派の結果東本願寺末となった。^②このことから大村藩では、江戸時代初期から真宗寺院を東本願寺末にするという政策をとっていたわけではなく、その後の改派によって東本願寺となったのである。

このような北部九州の真宗寺院と領主の関係性のなかで、本稿では肥前鍋島藩を事例としてとりあげて見ておきたい。

鍋島藩における真宗寺院についての研究として早いものでは、池田史郎氏^③や日野賢隆氏^④のものが知られる。両氏は佐賀願正寺文書をもとに鍋島氏との関係性を指摘している。また日野賢隆氏には、江戸時代の肥前国における全般の真宗寺院についても外観的に論じたものがある^⑤。ところが、これらの研究成果では、必ずしも鍋島藩内における真宗の展開について具体的に論究されているとはいえない。

そこで、江戸時代初期の鍋島藩内における真宗寺院の展開について、鍋島氏との関わりを詳細に確認するとともに、藩内の各地域への真宗の

展開についてどのように藩主の意向が影響していったのかを検討しておくものである。さらに、この問題を考える上で、北部九州において早い時期に「惣道場」というものが見られる。ただ、北部九州における惣道場については、これまでの先行研究で畿内近国を中心に論じられてきた概念とは異なる性格にあり、このことについても考えておきたい。

一 北部九州の惣道場

肥前国における本願寺系寺院について、確認できる確実な記録として最も早いものは、「木仏之留」^⑥の中に見られる次のものである。

釈准如一

慶長五年三月廿三日

肥前国籠造寺惣道場

右木仏者

これによると、慶長五年（一六〇〇）三月二十三日に西本願寺准如から木仏本尊の安置を許されたのは、「肥前国籠造寺惣道場」であったとわかる。ここにある「籠造寺」とは、戦国大名の籠造寺氏の本領とされた地で、肥前国佐賀郡小津東郷内籠造寺村が拠点としたとされ、現在の佐賀市あたりを示す地のことで、ここに「惣道場」という施設が存在したことになる。なお、この「木仏之留」では「右木仏者」以下が省略されてしまっているため詳細はわからないが、この時点では「願主」とな

る道場主を西本願寺では把握できていなかったであろう。

これ以外にも、北部九州地域において早い段階で「惣道場」と記される事例を確認することができる。それは、戦国期の永正二年（一五〇五）に豊後国で本願寺実如から受けた阿弥陀如来絵像の裏書である。⁸⁾

大谷本願寺積実如（花押）

永正二年乙丑四月廿八日

興正寺門徒豊後国

方便法身尊像

大分郡高田庄別保村

惣道場物也

また、慶長十二年（一六〇七）に西本願寺准如から対馬国に出された「木仏御札」にも惣道場の記述を確認することができる。⁹⁾

対馬国上県郡惣道場物也

慶長十二年丁未二月十二日

積准如一

右の木仏者対馬国上県郡惣道場ヨリ依所望也

このように北部九州においては、戦国期から江戸時代初期にかけて「惣道場」と記される存在がいくつか確認することができる。

北部九州の惣道場の表記については、江戸時代初期の鍋島藩においてこれ以外にも見ることができるが、この分については、「三 領内各地への展開」で検討することとしたい。

真宗の惣道場については、畿内近国においてかなりたくさん見ることができ、従来の研究における惣道場については、「故実公儀書上」¹⁰⁾に次のように規定されているものに大きく依存して進められてきた。

道場惣道場之事

一 壱人之開基ニテ建立之寺を道場ト云。惣門徒打寄開基ニテ建立之寺を惣道場ト云。尤惣道場ハ住持之儀、惣門徒了簡ニテ差置、御本山ハ御差構無之。外寺門徒打寄建立之寺を立会道場ト云。御当派・裏方打寄建立之寺を表裏立会ト云。惣道場ハ開基旦那之心次第之御大法ニテ有之由

さらには、

惣道場并自庵申替之訳

一 惣道場与申儀、往古其道場之門徒限り寄合致建立、僧侶を入置、宗門印形并死去法用等為相勤候而、一寺ニ相成候を惣道場何寺ト申候（下略）
とされている。

ここにある「故実公儀書上」は、西本願寺内部で故実について調べて幕府へ返答したものである。このため、本山がある京都周辺での認識として、惣道場とは門徒を構成する村人の総意によって創建した道場でありその管理主体は村人にあるとされる。そして住持（看坊）と呼ばれるは、村人によって要請されて住まわされていることから、道場の所有権を持たず、村人の意向が道場の運営主体となっていたのである。つまり

惣道場とは、門徒の共有性が強く、その裁断権も門徒のもとにあるとされるのである。¹¹⁾

ところが、北部九州で近世初期までにしばしばみられる「惣道場」は、これまでの研究で論じられてきた村持ちとしての「惣道場」とは概念が大きく異なるようである。¹²⁾

先にあげた、慶長五年に木仏本尊を受けた肥前国龍造寺惣道場については、佐賀城下にある願正寺の由緒を記した「一向宗田緒」のなかの「一派由緒 乾 願正寺」¹³⁾には次のように記されている。

当寺御建立の由緒ハ、慶長三年直茂公・勝茂公朝鮮へ御帰朝、直に伏見へ御登、豊後橋の御屋敷にて御越年、同四年の春、何と無伏見・大坂騒動して世の中静□ならず、其時京都本願寺御門主准如上人江直茂公より牟田大蔵を以、今度世上静ならず、若変於有之者、龍造寺藤八郎并某信濃守妻女共、御寺に御預り被下度由被仰入、准如上人無子細御領掌、直茂公御満足被遊、其後世上事に不及、直茂公同四月御暇被下御下国、九月に又々伏見・大坂騒動して、其趣従勝茂公御注進、十月直茂公御登被成、大坂玉造の御屋敷へ被成御座、同五年上杉中納言景勝逆意、家康公御進発、直茂公御供御願被遊候得共、九州之事無御心元由二而、同六月十五日大坂御発駕御下国、此時准如上人へ御使者を以、某儀九州守護の為、国元へ被差下、下国仕候、然者妻子共儀、弥御頼仕候由被仰入之処、心易可被思召との儀なり、勝茂公勢州阿濃津御進発之後、准如上人別而御懇の事色々

ありしと也、直茂公御下国之後、御前様方御門主御預り二ハ不及といへとも、別而被入御心儀二付、御使者を以、頃日御懇意之儀忝候、依之為御礼、国許城下へ御門下之法頭を一ヶ寺建立可仕由被仰入、御門主甚御満足の御答也、依之多久長門安順・鍋島主水茂里に被仰付、一字御建立、願正寺是也、住職すへき僧を相尋らるゝに、相応の出家無之故、石井権太夫猶子熊谷次兵衛と申者出家被仰付、当寺住職相勤候由、元祖ハ征西將軍宮良懐親王の隨身熊谷民部太輔直氏、肥後国へ下向、其末裔にして、直茂公の御武徳を慕ひ、御奉公を望申由被聞召及、鍋島主水を以の御意に、願正寺建立いたし候ハ、本願寺御門下之者、願正寺へ出仕を致、他国出入相止、旅僧抱候儀可相禁ものなれば、熊谷何某儀ハ、文武の器量有之由、若於遂出家者僧祿に申付へし、我に仕んも願正寺に住せんも、其功は一也、出家すへきや否可尋問との趣、熊谷に相達之処、兎も角も仰付次第と御請申上、行善と云僧を師として伝法・剃髪し、法名を寿閑と号す、則願正寺開基是也、右建立の次第、御門主江被仰入之処、肥前一国の惣道場たるへしとの御印を被下置候趣

慶長五年三月廿一日 釈准如判

龍造寺惣道場

如右、本山より御印を被下候而、御上より弥願正寺一篇に可致出仕旨被仰渡(下略)

これによると、慶長四年(一五九九)に起きた伏見と大坂の騒動の時、

鍋島直茂が西本願寺准如に対して、もし異変があったならば鍋島勝茂の妻女を本願寺内に預かってほしいと申し入れたところ、准如がこれを了承した。結局関ヶ原の戦いが起こり、直茂は九州守護のため下国し、勝茂は伊勢に進発した。准如が妻女を預かることを受け入れたため、その好意の御礼として、勝茂から国許の城下へ本願寺門下の「法頭」として一カ寺を建立したいとの申し入れがあり、一字を建立したのが願正寺であるとされる。そして願正寺を建立したならば、本願寺門下の者は、願正寺へ出仕して他国の出入を止めると保証された。このことを准如に申し入れると、准如は願正寺を「肥前一国の惣道場」と認め、慶長五年三月二十一日に准如から「龍造寺惣道場」として建立されたということである。

この由緒書では、准如から認められた日付を慶長五年三月二十一日としているのに対して、先にあげた「木仏之留」では同年同月の二十三日としており、日付けが少し異なっている。しかし、「龍造寺惣道場」という記述は共通しており、この龍造寺惣道場が願正寺を示していることは明らかである。つまり願正寺は、慶長五年三月に龍造寺惣道場として成立したことになる。

これらの事例にみられる北部九州での惣道場は、畿内近国で使用されていた惣道場とは大きく異なった概念にあり、地域の全て（惣）を統括する役割を帯びた寺院（道場）という意味を表すもので、「法頭職」とも称される性格であるとされる¹⁴。

「法頭」という語はあまり他では使用されている事例を見ないが、この史料に記されている内容から考えると、「触頭」に相当する性格にあるものととらえて間違いないようである¹⁵。

二 鍋島氏と佐賀願正寺

江戸時代の鍋島藩内における真宗寺院は全て西本願寺に属していた。さらに西本願寺末の寺院の手次については、全て佐賀城下に所在する願正寺に集約されていた。この本末関係がどのように形成されたのかについては、自然発生的に成立したと考えるのは難しく、願正寺に集約されるように藩の政策がとられたものと考えべきである。そこで、鍋島藩内の真宗寺院がどのように藩との関係を成立させていったのかについて見ていくこととしたい。

先にあげた「一向宗由緒」のなかの願正寺の由緒書にあるように、願正寺が鍋島勝茂から「肥前一国の惣道場」と認められたということについて、慶長十二年と考えられる六月二十一日付で鍋島勝茂から領内の門徒中に宛てた判物¹⁶には次のように記されている。

於領中本願寺御門下之者、表方ニ依被相付、末寺願正寺江置目等被仰付候間、御本尊元之者存其旨、止他之出仕、願正寺一篇出入可仕、若此段相背者於有之者、御本尊職之儀、願正寺可進退者也

六月廿一日

勝茂（花押）

領内

門徒中

これによると、鍋島領内の本願寺門下の者については、全て表方（准如方）に付けることとし、表方の末寺である願正寺に置目を仰せつけるので、本願寺末寺は他の寺院への出仕を禁止して願正寺にのみ出仕するようにしたということである。

これを受けて准如は、鍋島勝茂に対して領内の本願寺門下に厚情をかけてもらったことを謝している。¹⁷⁾

以上

雖未申通候令啓達候、仍太刀一腰・馬一疋并鞍五口令進入之候、聊表御音問迄候、向後者切々可申承候之間、於御入魂者可為本望候、就中御領内当門下之儀、御懇之由承、別而令満足候、以来猶以憑存計候、何様御上洛之節、以面可申述候、恐々謹言

本門

九月十三日

昭（花押）

鍋島信濃守殿

御宿所

このようにして、鍋島領内の本願寺末寺は願正寺の下に統合することが鍋島勝茂によって認められたのである。

それでは、慶長十二年に鍋島勝茂が、領内の門徒中に対してこのような命令を出した背景を見ておこう。

慶長七年に教如が徳川家康から烏丸七条に寺地四町四方の寄進を受けて東本願寺を別立すると、全国の本願寺末の寺や坊主・門徒には徐々に東本願寺に帰属する者が現れた。この東本願寺の別立後の全国的な動きを受けて鍋島領内では本願寺末寺を西本願寺に限定するという方針を出すことになった。ただ、慶長十二年六月二十一日に領内の本願寺に属する寺院を准如方とする勝茂の命令が出る以前にすでに教如方（裏方）に属する寺院が出ていたようで、十月二十二日には准如方の坊官下間頼廉から願正寺に対して、鍋島領内では教如方に従った寺院や門徒が勝茂の命令によって全てが西本願寺末に帰参したとされている。¹⁸⁾

已上

御状令披見候、仍其許御裏へ参候衆、信濃守殿へ被仰付、悉此方へ参候由、先以珍重候、併貴老才覚と存候、弥上儀馳走可被申事肝要二候、随而了円木仏之儀、随分精入被成御免候間、定而満足与推量申候、委細者大薩州可為演説候、恐々謹言

刑法印

十月廿二日

頼□（花押）
廉

願正寺

御報

さらに、翌十三年のものと考えられる鍋島勝茂に宛てた下間頼廉書状には次のように記されている。¹⁹⁾

宰相方へ之御状令拝見候、仍而御書中之通御門主へ申聞候、当国門

下之儀、新門へ参候者、何も不残本門へ可致参詣旨被仰付由、一段満足之御事候、能々御意得可申入旨御座候、宰相煩不慮二相果申候間、向後者自拙者可得貴意候、委細者願正寺可為演説候、恐惶謹言

下間刑部卿法印

卯月廿八日

頼（廉）□（花押）

鍋島信州様

人々御中

これによると、鍋島勝茂から下間宰相宗清に宛てた書状を拝見し、その内容を准如に伝えたということである。准如に伝えられた内容とは、鍋島領内の本願寺門下については、新門（教如方）へ参つた者は残らず本門（准如方）へ参詣するように鍋島勝茂が申し付けたことについて、准如はこれに満足しているということである。鍋島勝茂によって領内の本願寺末は全て准如方とするようにとの指示があつたことは明らかである。

鍋島勝茂が領内の本願寺系寺院は准如方とするようにした理由については、先にあげた「一向宗由緒」の願正寺分に、関ヶ原の戦いの際に鍋島勝茂の妻女たちを准如が保護することを約束してくれたことへの謝意としているが、この由緒書がどこまで信頼できるかについては定かではない。ただ、少なくとも慶長十二年には、鍋島勝茂によって領内の本願寺末寺は准如方とすることが定められたのである。

ここに表われる慶長十二年とは、鍋島勝茂が龍造寺氏から家督を相続

した年であり、勝茂が領国への統治権を宗教面においても政策を表明したということになるのである。

さらに慶長十四年には、鍋島藩の家老が、領内の本願寺門下に対して願正寺の下に編成するとともに、惣門徒に対して願正寺への勤役を指示している。

一 願領中本願寺御門下各相付表方、他国之出入令停止、願正寺一篇可致出仕候由候事

一 同惣御門下中願正寺御開山之御番無懈怠可相勤由候事

一 同惣御門下中御番料之儀、願正寺江相納、従願正寺御本寺へ可差

渡由候事

右之旨堅被仰出候条、可被得其意者也

慶長拾四年

五月十一日

主水佑（花押）

長門守（花押）

御領内

惣御門下中²⁰

このようにして、鍋島藩主の保護のもと、本願寺の東西分派直後の時期に藩内の本願寺末寺については西本願寺に統一されるとともに、願正寺の下に編成されるようになり、願正寺が領内の西本願寺末寺の中心の立場が保障されることとなったのである。

三 領内各地への展開

このようにして佐賀藩領の本願寺末の寺院については、慶長十二年に鍋島勝茂の命令によって准如方（西本願寺）に限定されることとなり、城下の願正寺が肥前一国の惣道場として領内の本願寺末寺の法頭とされたが、願正寺を中心としてその後鍋島領内の各地域にはどのように展開していったのであろうか。

それではまず、鍋島藩のなかで龍造寺四家として鍋島氏の親族同格の扱いとされた諫早での状況について見ていきたい。

慶長十二年九月十三日付の「諫早道安達書」^①には次のように記されている。

於御領中本願寺御門下之衆、信州御一通を以本願寺表方一職ニ被相付候、就其此方領中之儀、御門徒たる人皆々存其旨、他国之出入令停止、御末寺願正寺一篇ニ遂出仕、仏法方之儀諸事無緩可相調候、此趣伊左早惣道場善心へ堅被仰聞候条、各無相違可信用、若此段相背人於有之者、信州如一通本尊職之儀、自善心進退仕、願正寺へ可相届者也

慶長十二年

九月十三日

道安（花押）

領内御門徒中まいる

諫早道安とは、もとの名を龍造寺家晴と称して、天正十五年（一五八

七）から諫早を領有し、関ヶ原の戦い以降は鍋島氏の支配下に入り諫早の支配を安堵された。このためこの達書の宛所の「領内門徒中」とは諫早領内の門徒ということになる。

これによると、鍋島領内の本願寺門下については鍋島勝茂の命によって表方（准如方）のみとなったので、慶長十二年九月には諫早領内についても門徒は全てこれに随うこととされ、「願正寺一篇ニ遂出仕」（願正寺のみの手次とする）ことになったとある。そしてさらにこのことは「伊左早惣道場」の善心に伝えておくので、本尊を安置する時には善心から指示を受けるようにということである。ここからもわかるように、慶長十二年にはすでに諫早に惣道場が存在し、その道場主が善心であったのである。

それでは、ここにある伊左早惣道場とはどのようなもので、善心とはどのような人物であるのだろうか。

このことについては、寛政元年（一七八九）八月の年紀をもつ「安勝寺由緒書」^②に次のように記されている。

（上略）天正の初め比より住職せし善心と申僧、よく一宗の玄旨を究め、弘法之志有といへとも其時を得ず、只夕傷歎せし処に、道安様御聖代と成り住僧の時至り、弥陀弘願之要法他力念仏の真門たる真宗の教行、内心にハ如来回向之金剛心を本として、其心外に顕てれてハ王法仁義を守り、士農工商の形を改めず、其分に随ひて道を守り、現当二世の得益真俗巨融の教諭聖代に名僧法門盛に弘通在り、

依之道安様より御褒美として唐人町の寺院御改遊され、唯今の境台靈地なりとて、慶長年中のころ境台御ひらき本堂御再建の上四間二七間の台所を被為遊御寄進、(中略) 一宗の法門弘通すへしとの厳命を蒙り、殊慶長十三年丙申九月十三日に御真筆を以て、於御願中本願寺門下惣堂場として当寺代々可為法頭旨被為仰付(下略)

ここでは、真宗僧の善心はもともと唐人町にあつて廃絶していた寺院を諫早道安から寄進されて寺院を建立し、道安から本願寺門下の「惣堂(道)場」とされて、法頭に認められたとされている。

なおこの由緒書では、諫早道安から認められた年代を慶長十三年とされておき、先の「諫早道安達書」やその他の史料の状況などでは慶長十二年としているところは相違しているが、九月十三日の日付は合っているため、由緒書が単純に誤記したものと考えられる。また、この由緒書から、安勝寺の開基が善心なる人物であることがわかる。

安勝寺については「木仏之留」のなかには、

积准如——

慶長十五基 庚戌三月廿八日

願主安勝寺积円喜

右木仏者肥前国伊佐早村円喜依望如此也⁽²³⁾

とされるものがあり、慶長十五年三月二十八日に円喜が准如から木仏安置を免許されている。この時あわせて「安勝寺」の寺号が認められたことになる。

この「木仏之留」によると、この時点では安勝寺と本願寺の間には願正寺が介在しておらず、本山と直接つながった直末であったことになっている。

ところが、元和三年(一六一七)に西本願寺から出された「本願寺坊官川那部主馬(宗甫)書状⁽²⁴⁾」には次のようになってい

以上

態令啓候、仍其地信州様御領中御門下衆諸進退之義、從御門跡様願正寺へ被仰付置候、就其信州様御一通被指出、并御奉行中面々以御書物、其地信州様御領分坊主衆之儀、皆々願正寺門徒ニ被相付、可請諸下知之由候条、弥各被得其意、諸事佛法之儀願正寺被申合、申物等之義無私様可有之候、又御番料・炬炭之代・年頭・歳暮等、如在来御開山之御志、其外万御初尾物類之事、時々無懈怠被相調、自願正寺毎年早々此方へ可被指上事、御門弟之験、各御冥加不過之候、随分御前懇ニ可令言上候、万此方御用等候者可承候、御馳走可申候、恐々謹言

元和三年

五月二日

肥前

(花押)

惣坊主衆中

同

御門徒衆中

これによると、鍋島勝茂の命令によって鍋島藩領の本願寺坊主衆は全て「願正寺門徒」として付けることになったとされており、この時鍋島藩の本願寺系寺院は統一的に願正寺の手次とされたのである。

このため安勝寺に所蔵されている「親鸞影像裏書」²⁵は、下付年月日が書かれた痕跡が確認できないため年代は不明であるが、授与者のわずかに残る花押の形やその筆跡などから准如のものとわかり、ここには「願正寺門徒」と書かれていることから、准如が没する寛永七年（一六三〇）以前には安勝寺の手次として願正寺が確実に介在するようになるのである。

なお、「安勝寺由緒書」によると、「第二世正林新助、後二正林弥作と称し出家の後円喜と名乗る」されており、円喜を安勝寺第二代として記している。

このようにして、諫早領内における本願寺門徒については、鍋島勝茂の命令と同じ形式をとって、諫早道安の指示によって「伊佐早惣道場」（後の安勝寺）の善心に集約することになったのである。そして、その後諫早領分にある西本願寺末寺については、全て安勝寺が手次となり、鍋島本藩がとった、西本願寺末寺は願正寺に集約するという政策を諫早でも採用していったのである。

以上のように、鍋島藩内の龍造寺四家のうち諫早について見てきたが、その他の三家についても同様の政策がとられていったことがわかる。それは、「諫早道安達書」とほぼ同じ内容の達書が三家からも出されている。

・須古龍造寺家

於当御領中本願寺御門下衆之儀、信州様以御一通、表方一職二被相付候間、拝領中之御門徒衆何茂存其旨、他国之出入令停止、御末寺願正寺一篇二遂出仕を、仏法方之儀無緩可相調候、此趣須古惣道場善明へ堅申聞候条、各無異儀可信用、若相背於在之者、信州様任御一通、御本尊職之儀自善明進退仕、願正寺へ可相届者也

慶長十二

須古下総守

九月廿九日

信明（花押）

領内御門徒中²⁶

・多久龍造寺家

於当御領中本願寺御門下衆之儀、信州様以御一通、表方一職二被相付候間、拝領中之御門徒衆何茂存其旨、他国之出入令停止、御末寺願正寺一篇二遂出仕、仏法方之儀無緩可相調候、此趣、多久惣道場宗意江堅申聞候条、各無異儀可信用、若相背仁於有之者、信州様任御一通、御本尊職之儀從宗意進退仕、願正寺江可相届者也

慶長拾二季

長門守

拾二月廿七日

家久（花押）

領内御門徒中²⁷

・武雄龍造寺家

於当御領中本願寺御門下衆之儀、信州様以御一通、表方一職二被相付候間、分領之御門徒衆何茂存其旨、他国之出入令停止、御末寺願

正寺一篇ニ遂出仕、仏法方之儀無疎可相調候、此趣、武雄領内惣道場聞へ堅申聞候条、各其心得尤候、若相背人於有之者、信州様任御一通、御本尊職之儀自明聞令進退、願正寺へ可相届者也

慶長十二

武雄主殿助

十二月十一日

茂綱（花押）

領内御門徒中²⁸

ここに見られるように、「須古惣道場善明」「多久惣道場宗意」「武雄領内惣道場明聞」というように、各領内に惣道場が設置されてそこに僧を置くようにすることが、政策的に進められたのである。

ここにあるそれぞれの惣道場については、江戸時代の須古村正行寺・多久町願証寺・武雄内湯町正法寺がこれにあたると思われるが、諫早では安勝寺が二十二カ寺を手次としているのに対して、この三カ寺はそれほど圧倒的な手次寺を抱えていない。

この龍造寺四家の他にも、永田大蔵丞領内には「惣道場小森弥藤左衛門尉慶安両人」²⁹が、藤津泉州領内には「惣道場慶安」³⁰が、小田領内には「小田惣道場中六右衛門尉」³¹が置かれた。

鍋島本藩の意向を受けて自治的統治権を保障された領国では、それぞれで惣道場が設置され、それを中心に西本願寺系寺院の統合が図られていったのである。そして、それぞれの領国内でも惣道場とされたところを手次寺院していったのである。

おわりに

以上見てきたように肥前鍋島藩では、鍋島勝茂が龍造寺家から家督を相続した慶長十二年に、領内の本願寺系寺院については西本願寺方とした上で、領内の全ての真宗寺院を願正寺の手次とするように命じた。そして願正寺を惣道場として「法頭」という触頭の性格を保障したのである。さらに領内で一定の自治権を認められた龍造寺四家の領地内についても、それぞれで惣道場を設置して各領内において主導的立場で真宗寺院と門徒を政策的に統制していったのである。このようにして肥前鍋島藩では、藩主鍋島氏とその家臣の全面的な保護をうけて、西本願寺系の寺院が広がっていったのである。

また、今回鍋島藩政下において初期時点で「惣道場」という名称の存在が多く見ることができ、これらが各領内で領主に認められて活動していたことを指摘した。鍋島藩内をはじめ北部九州で見られる惣道場とは、従来研究が進められてきた畿内近国での概念とは大きく異なる性格であることも確認できた。今後は各地域における惣道場についての事例を比較して、真宗寺院の性格を議論していく必要がある。

註

(1) 岡村喜史「九州北部における真宗の伝播と展開―九州真宗史研究の現状と課題―」〔筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究叢書1〕『九州真宗の源流と水脈』、二〇一四年、法蔵館刊。

- (2) 本願寺史料研究所保管西本願寺文書「諸国江遣書状之留」(未翻刻分)。
 (3) 池田史郎「佐賀藩の宗教政策―願正寺文書を通してみたる―」(『日
 本歴史』第三三四号、一九七六年)。
 (4) 日野賢隆「佐賀藩における政治と宗教―鍋島氏の宗教政策と真宗―」
 (『近世仏教 史料と研究』第七卷合併号(通巻二一号)、一九八八年)。
 (5) 日野賢隆「肥前真宗史素描」(日野賢隆先生還暦記念『仏教その文化
 と歴史』、一九九六年、永田文昌堂刊)。
 (6) 千葉乗隆編『木仏之留 御影様留』(本願寺史料集成、一九八〇年、
 同朋舎刊)。
 (7) 『歴史地名大系42 佐賀県の地名』(一九八〇年、平凡社刊)。
 (8) 『阿弥陀如来絵像裏書』(大分市専想寺所蔵)。
 (9) 註(6) 参照。
 (10) 『真宗史料集成 第九卷 教団の制度化』(一九七六年、同朋社刊)。
 (11) 従来「惣道場」についての研究は、千葉乗隆『真宗教団の組織と
 制度』(一九七八年、同朋舎刊)のなかの「道場・寺院の造建」による。
 (12) 慶長五年に木仏本尊を受けた「肥前国龍造寺惣道場」については、
 先にあげた「佐賀藩における政治と宗教」(前掲註(4))において
 日野賢隆も従来の村持ち道場という概念で論じている。また、筆者
 も以前、永正二年の裏書にある豊後国の「高田庄別保村惣道場」を
 従来研究されてきた概念のものと認識していた(前掲註(1))。
 (13) 『佐賀県近世史料』第十編第三卷(二〇一四年、佐賀県立図書館刊)
 所収。
 (14) 野口朋隆「解題」の「一八記録」項(『佐賀県近世史料』第十編第三卷)。
 (15) 「触頭」の研究については、前掲註(11)の千葉乗隆『同書』に詳しい。
 (16) 「鍋島勝茂判物」(佐賀県立図書館編『佐賀県史料集成』古文書編第
 十六卷、願正寺文書一、一九七五年)。
 (17) 「本願寺光昭准如書状」(『右同書』、願正寺文書二)。
 (18) 「本願寺坊官下間刑部卿法印書状」(『右同書』、願正寺文書五)。
 (19) 「本願寺坊官下間刑部卿法印書状」(『右同書』、願正寺文書四)。なお、
 この書状の文中に宰相が不慮の煩いによって果てたということが書
 かれているが、下間宰相宗清は慶長十三年四月十二日に四十七歳で
- (20) 没しているため、この書状は慶長十三年のもととわかる。
 多久家久・鍋島茂里連署達書(前掲註(16)、願正寺文書一三)。
 (21) 「諫早道安家晴達書」(前掲註(16)、願正寺文書一四)。
 (22) 諫早市安勝寺所蔵。
 (23) 前掲註(6) 参照。
 (24) 「本願寺坊官川那部主馬書状」(前掲註(16)、願正寺文書七)。
 (25) 諫早市安勝寺所蔵。
 (26) 「須古信明達書」(前掲註(16)、願正寺文書一五)。
 (27) 「多久家久安順達書」(前掲註(16)、願正寺文書一七)。
 (28) 「武雄茂綱達書」(前掲註(16)、願正寺文書一六)。
 (29) 慶長十二年十一月十一日付「永田大蔵丞達書」(前掲註(16)、願正
 寺文書一八)。
 (30) 慶長十五年六月十九日付「納富千兵衛達書」(前掲註(16)、願正寺
 文書二〇)。
 (31) 慶長十四年十一月十三日付「某達書」(前掲註(16)、願正寺文書一九)。